

北近畿タンゴ鉄道生活交通改善事業計画に関する協議会規約

平成24年12月 5日制定
平成25年 7月25日改正
平成25年12月24日改正
平成26年 9月 5日改正
平成28年 4月 1日改正
令和 5年 4月28日改正
令和 5年 6月 9日改正

(趣旨)

- 第1条 この規約は、北近畿タンゴ鉄道の持続的な安全運行の維持・確保を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、鉄道輸送の安全性を確保するために必要な設備投資及び維持修繕に係る計画を策定することを目的に設置する「北近畿タンゴ鉄道生活交通改善事業計画に関する協議会」（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施
- (4) 北近畿タンゴ鉄道生活交通改善事業計画（以下「改善事業計画」という。）の策定
- (5) 改善事業計画の策定に必要な調査、分析等の事業
- (6) 改善事業計画に基づいて実施する地域公共交通確保維持改善事業の実施状況の確認及び評価
- (7) その他、交通計画及び改善事業計画の推進に必要な事項

(組織及び委員等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 協議会は、前項に定める者のほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 協議会は、前条に掲げる事項のうち、改善事業計画に関する事項を所掌させるため、別表2に掲げる者により構成するワーキンググループを置く。
- 4 協議会は、個別の課題を検討するための検討会を置くことができる。
- 5 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会の会務を総理する。

3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び京都府建設交通部により構成する。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年12月5日から施行する。

この規約の改正は、平成25年7月25日から施行する。

この規約の改正は、平成25年12月24日から施行する。

この規約の改正は、平成26年9月5日から施行する。

この規約の改正は、平成28年4月1日から施行する。

この規約の改正は、令和5年4月28日から施行する。

この規約の改正は、令和5年6月9日から施行する。